

## 平成 29 年度 第 3 回指定管理者選定委員会会議録（要旨）

●開催日時 平成 29 年 10 月 2 日（月）午前 9 時～

●開催場所 別館 3 階特別会議室

●会議内容

（事務局） 資料の確認

- ・レジメ
- ・指定管理者の応募状況について
- ・なかまチャレンジショップのスケジュール

（委員長） 第 3 回の指定管理者選定委員会を開催する。次第に沿って進めさせていただく。議題 1 「指定管理者の応募状況」について説明をお願いします。

（産業振興課） 議題 1 と 2 を通して説明させていただく。

まず、指定管理者の応募状況について、8 月 10 日から 9 月 10 日まで 30 日間公募を行ったが、8 月 28 日に事前現地説明会を開催した結果、2 団体から応募があった。1 つは「NPO 法人中間市地域活性化協議会」である。当該団体は、地方公共団体や地域住民とともに、実現可能性の高い様々なイベントや経済活動を通じて、地域社会全体の底上げを図るとともに、地域住民が伝統的に大切にしてきたチャレンジ精神の向上とボランティア活動を通じて育まれる奉仕の精神を起爆剤に、地域の活性化に寄与することを目的として設立されている。

2 つ目は「一般財団法人中間ゼネラル」である。当該団体は、中間市を中心とする地域住民の安全と健康、そしてあらゆる世代に対し、社会福祉、教育、文化、観光、体育、その他の公益の増進に寄与し、地域社会の発展と魅力的なまちづくりに貢献することを目的として設立されている。

次に、一次審査の集計結果については、先ほどの 2 団体について委員会の各委員に書類を基に募集要件等の資格審査を行っていただいた。その結果、中間市地域活性化協議会が合計 359 点、中間ゼネラルが合計 383 点であったが、両団体も平均点を超えていたため、資格要件を満たしていると判断し、一次審査通過と考えている。説明は以上である。

（委員長） 次に、議題 3 「二次審査」について説明をお願いします。

（産業振興課） 二次審査は、応募団体のプレゼンテーションを受け、資料の選定基準の項目

を基に各委員に審査いただき、総合点により優先候補者を決定する。

今後のスケジュールは、10月20日に二次審査、その後、11月6日に二次審査の結果報告と指定管理候補者の決定を行う予定である。説明は以上である。

(委員長) ただいまの説明について質問等があるか。

(委員) なかまチャレンジショップの審査について、一次審査が50点、二次審査が80点、合計130点ということだったが、今回の結果の平均36点と38点が一次審査の50点に係る得点ということによろしいか。

(産業振興課) そのとおり。

(委員長) では、二次審査の点数は一次審査の点数に加点していくということか。

(産業振興課) そのとおり。

(委員長) 議題4の「その他」について何かあるか。

(事務局) スケジュール通りに行った場合、指定管理候補者として選定された優先候補者を12月議会に指定の議案として挙げる予定である。事務局からは以上である。

(委員長) 他に意見はないか。少しでも疑問に思ったことや不明なところは質問していただきたい。市の事業は、誰が質問されても答えることができないといけないと思う。所管が違うからという考え方を変えないといけない。皆さんに勘違いしてほしくないのは、チャレンジショップは中間市で行う事業である。自分たちが経営者になったつもりで、するとしたらどうなのかという視点で議論を交わしていただきたい。

(委員) 現在、創業スクールが始まっていると思うが、その参加状況と出店者募集の現状を参考までに聞かせていただきたい。

(産業振興課) 9月28日から開始している「なかま創業スクール」は、10名の参加者がいるが、その中からチャレンジショップに出店したい旨の相談は現在6件受けている。業種としては飲食店や小物・雑貨販売等で、先週でも4件ほど相談があり、今後も増えてくると考えている。

(委員長) 4店舗のうち、2店舗が飲食店で残り2店舗がそれ以外ということだが、多目的ホールについては、指定管理者が決まってから、当該指定管理者が多目的ホールの利活用のスケジュールは挙げてくるということによいか。

(産業振興課) そのとおり。

(委員) 出店者の選出は、指定管理者に決まったところが決めるのか、事務局である産業振興課が考えていくのか教えてほしい。

(産業振興課) 資料のスケジュール案に書いているとおり、最初の出店者は市で選定するが、審査委員として、商工会議所や西日本シティ銀行を入れて選定する予定である。

なお、来年度からは指定管理者に出店者を選定していただく予定である。

(委員長) 以上で、第3回中間市指定管理者選定委員会を終了する。

- 1 -- 1 -- 3 -- 3 -- 1 --